

2020年度の実施スケジュール（案）

- 次年度の実施方針を決定した後、事務局において今年度参画した事業者向けの実施要項を策定。各事業者に実験の継続意思を確認し、3月中に2020年度実験実施計画の作成を依頼。
- 4月上～中旬、計画を評価選定委員会に諮った上で、4月下旬目途に第6回総会を開催し、計画を確認、承認（予定）。その後予算措置を伴う実験について国（公園事務所）と事業者で契約。最短で5月の社会実験開始が可能。

2020年

